

(参考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年12月1日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | 措取制限 |
|---|--|---|-----------------------|
| 原乳 | 2市6町3村 ^{※1} | | — |
| 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | | | 1市5町2村 ^{※2} |
| 結球性葉菜類 (キャベツ等) | 1市5町2村 ^{※2} | | — |
| アブラ科の花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | | | — |
| カブ | | | — |
| 原木シイタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | 飯館村 |
| 原木シイタケ(施設栽培) | 川俣町 | | — |
| 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | | | — |
| 原本木ナコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | | — |
| キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | | 南相馬市 いわき市 楢葉町 |
| タケノコ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村 | | — |
| ワサビ (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。) | | — |
| ウド(野生のものに限る。) | 須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村 | | — |
| クサソテツ(二ごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村 | | — |
| クサソテツ(二ごみ) (野生のものに限る。) | 南相馬市、会津美里町 | | — |
| コシアブラ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村 | | — |
| ゼンマイ | 二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村 | | — |
| ゼンマイ(野生のものに限る。) | 広野町、大玉村 | | — |
| ウワバミソウ(野生のものに限る。) | 須賀川市、国見町 | | — |
| タラノマ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、川内村、葛尾村 | | — |
| フキ | 葛尾村 | | — |
| フキ(野生のものに限る。) | 桑折町、楢葉町、天栄村 | | — |
| フキノトウ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村 | | — |
| ワラビ | 福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村 | | — |
| ワラビ(野生のものに限る。) | 二本松市、喜多方市、広野町 | | — |
| ウメ | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。) | | — |
| ユズ | 福島市、伊達市、南相馬市、桑折町 | | — |
| クリ | 二本松市、伊達市、南相馬市 | | — |
| キウイフルーツ | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。) | | — |
| 穀類 | 大豆 | 本宮市(旧木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、大玉村(旧大山村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。) | — |
| 穀類 | 米(平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀垣村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米(平成24年産) | ※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成25年産) | ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成26年産) | ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成27年産) | ※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | 新田川 (支流を含む。) |
| | ウグイ | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | 水産物29種 ^{※7} | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| 肉 | 牛の肉 ^{※8} | 全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | イノシシの肉 | 全域 | 6市10町4村 ^{※9} |
| | カルガモの肉 | 全域 | — |
| | キジの肉 | 全域 | — |
| | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛根村 | — |
| | ノウサギの肉 | 全域 | — |
| | ヤマドリの肉 | 全域 | — |

*2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠ヶ丘、原町区

倉字行津及び原町大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村

※福島県広野町・柏原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く)、川内村・郡山市・猪苗代町・東白川郡・西吾妻町・南魚沼市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く)、常葉町・山形並に市内に市内に存在する。

免電車から半径2キロメートル圏内の区域。福島第一原発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七条、原町区高倉字木崎、原町区馬場字五台山、原町区馬場字堤、原町区馬場字原、原町区馬場字御前、原町区市原字行食宇、以及原町区大字木田、市内有公民林城森林管理部200林班から208林班まで、2005年林班から2099年林班まで及び2130林班の区域を除く。福島市(旧福島市)は2008年林班から2091林班まで、2005年林班から2099年林班まで及び2130林班の区域を除く。

大間(寺籬)、清水、松平、深谷、平久保、櫛原、柳木、千葉(以上と上台を限る)、室川(新田及び利根川町細谷に限る)、旧石臼村、上保原保村、旧御前山村、旧手小寺村及び旧野菜村(梁町八幡町に限る)、二本松市(浜川井及び米川に限る)、名古屋市(近江川井、足利川井、白川井、近江川井、近江田村(岸代村)及び近江田村(草和町)の区域に限る)、本巣市(白岩村)及び本巣市(本郷町)の区域に限る)、桑折町(旧半田井及び下村地区の区域に限る)、美濃市(白川村)。

(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大王村(旧玉井村の区域に限る。)

*4 福島県福島市(旧福島市)、旧小国村、旧松川村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。*5 松本市(旧富山町の区域に限る)。*6 猪苗代町(旧玉野村の区域に限る)。*7 二本松市(旧波川村の区域に限る)。*8 田村市(都路町)、船引町、船引町中山下字馬込、常葉町堀並びに市内有林福島農業組合251林班の一部、252林班・253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までの区域。

林班から303林班までの一部の区域に限る)、南相馬市・小高区(原町区・片倉区・宇都宮市・川越市及び宇都木森の区域に限る)、馬場(高野寺・常安寺・吹屋・崖原・七曲・七曲・宇都宮市及び木祖の区域に限る)、小浜(字袖原の区域に限る)、小浜(字間藤の区域に限る)、下井川、小豆・堀谷、江井・米沢・小豆・木曾・大桑(字田坂・宇森合・森合及び宇音波前村の区域に限る)、高(字町田・字北ノ内・字山室・字高田・字北川原・字押堤・字原・字中・大字・宇都宮市)。

久保前、字花木及び字高林の区域に限る。)及び市字と字の区域の城に限る。(その区域に限る。)並びに市内有林町森林管理署2004年版から2018林班まで、2018林班から2102林班まで、2104林班まで、2130林班を除く区間に限る。(その区域に限る。)伊連本(旧坂本村)、旧沼田村、旧大曾根村、旧猪田村、旧小国村(及び日置郡)の区域に限る。)川俣本(山木本)及び川俣町有林森林管理署165林班まで及び167林班の区域に限る。)大玉本(玉井村の区域に限る。)

（参考）平成22年6月2日付の竹内氏による説明文（竹内氏は、元農林省森林資源監視課長官、現農業・漁業・森林政策室監修官）

福島県警察本部 平成24年3月30日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(川口市)平成25年3月8日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(柏崎市)平成25年3月8日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(大熊町)平成24年11月30日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(双葉町)平成25年6月1日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(浪江町)平成25年3月7日付「指標により設定された難困区域を除く限る」。

を除く区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、及び飯詫村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、川俣町(平成25年6月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、舟形町(平成25年3月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、原町(平成25年3月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、浪江町(平成25年3月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。

日竹町原山により設定された居住制限区域を除く区域に係る。・人間町 平成24年11月1日付告示により設定された避難困難区域を除く区域に係る。・浜江町 平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に係る。・川内村 平成24年3月30日付告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除難区域を除く区域に係る。・萬尾村 平成25年7月1日付告示により設定された避難困難区域を除く区域に係る。

※「イタズラ」アガシタクル、イタワケ、「横田アリ」「アリバカ」「アリバシ」、「スヌーピー」、「ミミタコ」、「エンドウティッシュ」、「カリコ」、「キヌボヌハベル」、「ロウソウシナ」、「クロフイ」、「クロトイ」、「コモングヌス」、「リクリマス」、「リゾウ」、「シロヌ」、「ススキ」、「ナカラガ」、「スマカレ」、「ハバカレイ」、「ヒカンク」、「ヒツ」、「ホタル」、「マテアコ」、「マコガヨ」、「マチ」、「マツカシカ」、「ムライ」、「ビグサ」

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものに限る)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

太宰治市、二条松市、伊達市、平吉市、柏原市、南相馬市、東邦市、国見町、川俣町、法善町、相栄町、留名町、大熊町、从蔵町、浪江町、新地町、大草町、川内町、磐梯町、葛尾町、磐梯町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年12月1日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|----------------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市、奥州市 |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | セリ(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 砂鉄川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 石巻市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、氣仙沼市、登米市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市 |
| | タケノコ | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) |
| | クサソツ(こごみ) | 氣仙沼市、栗原市 |
| | クサソツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大崎市 |
| | コシアブラ | 氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ゼンマイ | 氣仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 氣仙沼市、栗原市、大崎市 |
| 穀類 | 米(平成25年産) | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち粟駒ダムの上流(支流を含む。)、各取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、ただし、白幡堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 白石市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | スズキ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | アメリカナマズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年12月1日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | サンショウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| 肉 | タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | ケマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| 肉 | ヤマドリの肉 | 全域 |
| | | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | タケノコ | 我孫子市、栄町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| | コイ | |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村 |
| | | |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年12月1日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|--------------------------|---|------|
| 原乳 | H23.3.21～:下記の地域以外。 | |
| | H23.3.21～:4-8除除。喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町。 | |
| | H23.3.21～4-16除除。福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、大和町、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路町の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田町、古殿町、白河市、矢吹町、喜多方市。 | |
| ホウレンソウ、カキナ | H23.3.21～:1-16除除。相馬市、南相馬市、いわき市、大熊町、楢葉町、石名町、小名浜町、鮫川村。 | |
| | H23.3.21～:1-6除除。福島市、喜多方市、会津若松市、郡山市、猪苗代町、磐梯町、金山区、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪越村。 | |
| | H23.3.21～:5-25除除。新地町、相馬市、南相馬市、喜多方市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)、原町区高君字常助、原町区高君字吹屋町、原町区高君字七曲、原町区高君字森、原町区高君字木村。 | |
| 非球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.21～:6-1除除。郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 | |
| | H23.3.21～:6-23除除。福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、磐梯町、金山区、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪越村。 | |
| | H23.3.21～:1-14除除。広野町、内村町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)。 | |
| その他すべて | H23.3.21～:H27.2.18除除。福島市、内村町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域に限る)。 | |
| | H23.3.21～:下記の地域以外。 | |
| | H23.3.21～:白河市、いわき市、喜多方市、猪苗代町、石名町、南相馬市、新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)、大和町。 | |
| 野菜類(キャベツ等) | H23.3.23～:5-11除除。会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪越村。 | |
| | H23.3.23～:5-25除除。新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)。 | |
| | H23.3.23～:5-26除除。田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域に限る)。 | |
| アブラ科の花苗類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.21～:H27.2.18除除。福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、磐梯町、金山区、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪越村。 | |
| | H23.3.23～:4-27除除。白河市、いわき市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、金山区、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪越村。 | |
| | H23.3.23～:5-4除除。いわき市。 | |
| カブ | H23.3.23～:5-11除除。郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。 | |
| | H23.3.23～:5-16除除。喜多方市、猪苗代町、会津坂下町、柳原町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪越村。 | |
| | H23.3.23～:5-18除除。広野町、内村町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)。 | |
| 野菜類(露地栽培) | H23.3.23～:5-23除除。田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域に限る)。 | |
| | H23.3.21～:H27.2.18除除。福島市、内村町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域に限る)。 | |
| | H23.3.23～:下記の地域以外。 | |
| 木ノシタケ(露地栽培) | H23.3.23～:木宮市。 | |
| | H23.13～-5.16除除。田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)。 | |
| | H23.13～-5.23除除。川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く)。 | |
| タケノコ | H28.3.10～:二本松市。 | |
| | H23.7.19～-H26.7.31～:新地町。 | |
| | H23.7.22～-H26.7.31～:新地町。 | |
| ワサビ(畠において栽培されたものに限る。) | H23.7.19～-7月除除。二本松市。 | |
| | H23.7.19～-7月除除。伊達市、川俣町、喜多方市、白河市、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、喜多方市。 | |
| | H24.4.16～-H27.2.8除除。川俣町(山木屋の区域を除く)。 | |
| ウド(野生のものに限る。) | H26.5.1～-川内村。 | |
| | H26.5.1～-川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域に限る)。 | |
| | H27.5.15～:磐葉町。 | |

* () の箇所は、出荷制限の対象

| 福島県 | | 出荷制限 |
|--------------------------|---|------|
| クサソツ(こごみ) | H23.8.~: 福島市、桑折町 H23.8.~: 福島市、伊達市、西郷町、三春町 H23.8.~: 川俣町 H23.8.~: 桑折町、古殿町 H24.5.10.~: 本吉町、大玉村 H25.4.20.~: 福島市 H25.5.19.~: 伊達町 H25.6.24.~: 会津美里町 H27.4.30.~: 南相馬市 | |
| クサソツ(こごみ) (野生のものに限る。) | | |
| コシアラ | H23.5.2.~: 福島市、二本松市 H23.5.7.~: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗町、南郷町、東郷町、伊達市、西郷町、矢来町、棚倉町、下郷町、大玉村、吉瀬村、鶴川村 H24.5.14.~: 豊賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17.~: 鶴折町、猪苗町 H25.5.1.~: 豊賀川市、北郷町 H25.5.1.~: 伊達村 H25.5.1.~: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、東郷村 H25.5.2.~: 三島町、川内村 H25.5.2.~: 渋川町、広野町 H25.5.2.~: 本吉市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H25.5.2.~: 三春町 H25.5.2.~: 金津松本市、鏡石町 H25.5.2.~: 金山町 H25.5.2.~: 鳴和村 | |
| ゼンマイ | H24.5.2.~: 福島市、二本松市 H24.5.10.~: 福島市 H24.5.24.~: 川俣町 H25.5.1.~: 南相馬市 H25.5.1.~: 福島市、喜馬村 H25.5.1.~: 豊賀川市 H25.5.2.~: 川内村 H25.8.10.~: 福島市 H27.5.11.~: 田村市 | |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | H26.5.1.~: 広野町、大玉村 | |
| ウツボ(ミソツ) (野生のものに限る。) | H26.5.24.~: 豊賀川市、圓見町 | |
| タラノメ (野生のものに限る。) | H26.5.1.~: いわき市、福島市、伊達市、南相馬市 H26.5.1.~: 福島市 H26.5.1.~: 福島市、白河市、猪苗町、喜地町 H24.5.10.~: 大玉村、吉瀬村 H25.5.14.~: 喜地町 H25.5.14.~: 二本松市、喜地町、喜馬村 H25.5.20.~: 川内村 H25.5.20.~: 本吉市、鹽原川村 H25.5.20.~: 鏡石町 H25.5.20.~: 田村市 H26.5.1.~: 福喜代町 | |
| フキ | H27.5.2.~: 福島市 | |
| フキ (野生のものに限る。) | H26.5.1.~: 美浜町、福島町 | |
| フキ/トウ (野生のものに限る。) | H26.5.1.~: 福島市、川俣町 H24.4.9.~: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16.~: 伊達市、福島町、圓見町 H26.4.11.~: 福喜代町、喜馬村 H27.2.28.~: 南相馬市 | |
| ワラビ | H24.5.17.~H27.5.16.~部除: 喜多方市(栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H25.4.28.~: 南相馬市 H25.6.1.~: 錦川村 H26.4.30.~: 福島町 H26.5.1.~: 喜馬村 | |
| ワラビ (野生のものに限る。) | H26.5.1.~: 二本松市 | |
| ウメ | H23.6.2.~H25.10.21解除: 福島市、伊達市、南相馬市 H23.8.8.~: 福島市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び南相馬区高倉字吹屋、南相馬区高倉字七曲、南相馬区高倉字船木、南相馬区高倉字五台山、南相馬区高倉字御川、南相馬区高倉字御野原、南相馬区片倉字行津及び南相馬区大原字舟田舎の区域に限る。) H23.6.8.~H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び南相馬区高倉字吹屋、南相馬区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字船木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字御川、原町区片倉字行津及び南相馬区大原字舟田舎の区域を除く。) H24.6.8.~H25.10.21解除: 圓見町 H23.6.8~H24.7.11解除: 相馬市 | |
| ユズ | H23.9.2.~: 福島市、南相馬市 H23.10.4.~: 伊達市、福島町 | |
| クリ | H24.9.28.~: 二本松市 | |
| キウイフルーツ | H24.10.12.~H26.11.17.~: いわき市 H23.12.9~H26.11.17.~: 相馬市 H23.12.2~H25.12.23解除: 福島市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び南相馬区高倉字吹屋、南相馬区高倉字七曲、南相馬区高倉字船木、南相馬区高倉字五台山、南相馬区高倉字御川、南相馬区高倉字御野原、南相馬区片倉字行津及び南相馬区大原字舟田舎の区域に限る。) H23.12.9~H25.12.23解除: 福島市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び南相馬区高倉字吹屋、南相馬区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字船木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字御川、原町区片倉字行津及び南相馬区大原字舟田舎の区域を除く。) | |
| 小豆 | H25.1.4.~H26.3.13.~部除: 福島市(旧大草村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H27.10.23解除: 福島市(旧大草村の区域に限る。) | |
| 胡麻 大豆 | H24.11.15.~H25.11.7.~部除: 福島市(旧石神村の区域に限る。) H27.10.23解除: 福島市(旧大草村の区域に限る。) H24.12.5.~H26.3.13.~部除: 福喜代町(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4.~H26.3.13.~部除: 福山市(旧大草村の区域に限る。) H25.1.4.~H25.8.9.~部除: 二本松市(旧小浜町及び旧川井村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H25.1.4.~H25.8.9.~部除: 福島市(旧大草村の区域に限る。) H25.1.4.~H25.5.17.~部除: 伊達市(旧大草本村及び旧喜野村の区域に限る。) H25.1.4.~H25.7.10.~部除: 福島市(旧玉井村及び旧平野村の区域に限る。) H26.1.17.~H28.1.17.~部除: 本宮市(旧磐梯沢村(白井村)の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H25.12.18.~H27.6.23.~部除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17.~H27.4.29.~部除: 本宮市(旧磐梯沢村(白井村)の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H26.2.17.~: 福島市(旧磐梯沢村(白井村)の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H26.3.1.~: 福島市(旧小坂町の区域に限る。) H26.3.1.~: 伊達市(旧小坂町及び旧月ヶ瀬町の区域に限る。) H23.12.2~: 福島市(旧小坂町の区域に限る。) H23.12.2~: 伊達市(旧小坂町及び旧月ヶ瀬町の区域に限る。) H23.12.2~: 伊達市(旧磐梯沢村(白井村)の区域に限る。) H23.12.2~: 伊達市(旧磐梯沢村(白井村)の区域に限る。) H24.1.4~: 伊達市(旧磐梯沢村(白井村)の区域に限る。) | |
| 穀類 | H26.4.5.~H24.7.26.~一部解: H24.10.20.~H24.10.27.~部除: 豊賀川市(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.1.~H24.11.8.~部除: 大玉村(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.1.~H24.11.8.~部除: 福島市(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.1.~H24.11.12.~部除: 福島市(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.10.~H24.11.19.~部除: 三春町(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.20.~H24.11.29.~部除: 福島市(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.28.~H24.12.4.~部除: いわき市(田代村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | |

※この箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年12月1日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-------------------------------|--|------|
| 農産物 キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26~H27.11.20解除: 十和田市、黒川町 (ナタケを含む。) | |
| | H24.10.26~H27.11.20解除: 十和田市 (ナタケを除く。) | |
| | H24.10.26~H27.11.20解除: 青森市 (ナタケを除く。) | |
| | H24.10.26~H27.11.20解除: 青森市 (ナタケを除く。) | |
| 水産物 マダラ | H25.10.1~H27.11.20解除: 舟戸町 (ナタケを除く。) | |
| | H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋地灯台と舟戸橋、同様の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| タケノ 茶木クリタケ(露地栽培) | H24.4.31~: 一関市、盛岡市 | |
| | H24.4.45~: 盛岡市 | |
| | H24.4.11~: 岩手県 | |
| | H24.4.19~H27.4.15解除: 須賀利町、陸前町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木クリタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| 茶木シタケ(露地栽培) | H24.4.19~H27.4.15解除: 須賀利町、陸前町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.8.7~H26.10.7解除: 釜石市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.8.7~H26.10.7解除: 釜石市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.8.7~H26.10.7解除: 釜石市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| 野菜類 キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.31~: 大槌町、釜石市 | |
| | H24.4.33~: 須賀利町 | |
| | H24.4.11~: 一関市、盛岡市 | |
| | H24.4.13~: 釜石市、山田町 | |
| 茶木ナマコ(露地栽培) | H24.4.13~: 釜石市、山田町 | |
| | H24.4.14~: 釜石市、山田町 | |
| | H24.4.14~: 釜石市、山田町 | |
| | H24.4.14~: 釜石市、山田町 | |
| コシアブラ | H24.4.31~: 大槌町、釜石市 | |
| | H24.4.31~: 盛岡市 | |
| | H24.4.16~: 住田町 | |
| | H24.8.7~: 北上市 | |
| セリ(野生のものに限る。) | H24.8.16~: 一関市、盛岡市 | |
| | H24.8.18~: 住田町 | |
| | H24.8.18~: 住田町 | |
| | H24.8.18~: 住田町 | |
| ゼンマイ | H24.4.16~: 盛岡市、鶴来高田町 | |
| | H24.8.17~: 一関市 | |
| | H24.8.18~: 平泉町 | |
| | H24.8.17~: 盛岡市 | |
| ワラビ(野生のものに限る。) | H24.4.16~: 盛岡市、鶴来高田町 | |
| | H24.8.18~: 平泉町 | |
| | H24.8.17~: 盛岡市 | |
| | H24.8.17~: 盛岡市 | |
| 越後 大豆 | H25.1.4~H25.2.4解除: 一関市 (旧滔清水村の区域に限る。) ~H27.1解除: 一関市 (旧滔清水村の区域に限る。) | |
| 駿類 ソバ | H24.11.3~H26.4.11解除: 境岡町 (旧田代村の区域に限る。) H24.11.3~H26.4.11解除: オ洲町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| スズキ クロダイ | H24.10.26~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西磐井郡の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | H24.4.11~H27.4.11解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西磐井郡の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | H24.5.12~H25.5.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西磐井郡の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西磐井郡の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線、宮城県石巻市企毛山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| 水産物 イワナ(美種を除く。) | H24.6.8~H27.6.8解除: 渋井川 (支流を含む。) | |
| | H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手県内の地上川のうち四十九田ダムの下流 (支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石羽ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、由瀬ダムの上流、豊次ダムの上流及び早瀬ダムの上流を除く。) | |
| | H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川 (支流を含む。) | |
| | H24.5.11~H26.8.25解除: 大川 (支流を含む。) | |
| 肉 牛の肉 | H23.8.1~H23.8.2解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | H24.4.10~: 金城 | |
| | H24.7.28~: 金城 | |
| | H24.10.22~: 金城 | |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| タケノ | H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 光輝町 (下流の支流を除く。) | |
| | H24.5.1~: 光輝町 (丸森町の流域に限る。) | |
| | H24.5.1~: 光輝町 (北山町の流域に限る。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 望郷町 (北山町及び小河内町の流域に限る。) | |
| 茶木シタケ(露地栽培) | H24.5.1~H27.5.25解除: 磐梯郡 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 二本松市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 二本松市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 二本松市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| 野菜類 | H24.4.16~: 白石市、角田市 H24.4.16~: 角田市 | |
| | H24.4.16~: 角田市 | |
| | H24.4.16~: 陸前高田市 | |
| | H24.4.16~: 陸前高田市 | |
| 茶木シタケ(露地栽培) | H24.4.11~H27.4.15解除: 釜石市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.11~H27.4.15解除: 釜石市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.11~H27.4.15解除: 釜石市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.11~H27.4.15解除: 釜石市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| ウグイ | H24.5.1~H27.5.25解除: 七ヶ浜町 | |
| | H24.5.1~: 大崎町 | |
| | H24.4.27~H27.2.18解除: 大崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.27~H27.2.18解除: 大崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| 牛の肉 カマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉 | H23.8.1~H23.8.2解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | H24.4.10~: 金城 | |
| | H24.7.28~: 金城 | |
| | H24.10.22~: 金城 | |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| タケノ | H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 光輝町 (下流の支流を除く。) | |
| | H24.5.1~: 光輝町 (丸森町の流域に限る。) | |
| | H24.5.1~: 光輝町 (北山町の流域に限る。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 望郷町 (北山町及び小河内町の流域に限る。) | |
| 茶木シタケ(露地栽培) | H24.5.1~H27.5.25解除: 磐梯郡 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 二本松市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 二本松市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.1~H27.5.25解除: 二本松市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| 野菜類 | H24.4.27~H27.2.23解除: 大崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるクサンツツツは出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町 | |
| | H24.5.2~: 気仙市 | |
| | H24.5.2~: 鹿島市 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.16~: 鹿島市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるキノコ類 (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.16~: 鹿島市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるキノコ類 (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.16~: 鹿島市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるキノコ類 (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.16~: 鹿島市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるキノコ類 (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| クサンツツツ(こごみ) | H24.4.27~H27.2.23解除: 大崎町 (施設されたクサンツツツは出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町 | |
| | H24.5.2~: 気仙市 | |
| | H24.5.2~: 鹿島市 | |
| コシアブラ | H24.4.16~: 大崎町、南三陸町 H24.4.16~: 鹿島市、七ヶ宿町 | |
| | H24.4.16~: 鹿島市、七ヶ宿町 | |
| | H24.4.16~: 鹿島市、七ヶ宿町 | |
| | H24.4.16~: 鹿島市、七ヶ宿町 | |
| ゼンマイ | H24.4.16~: 鹿島市、九戸町 H24.4.17~: 大崎町 | |
| | H24.4.17~: 大崎町 | |
| | H24.4.17~: 大崎町 | |
| | H24.4.17~: 大崎町 | |
| タラモノ(野生のものに限る。) | H28.4.28~: 気仙沼市、黒川市、大崎市 | |
| | H25.1.4~H25.3.15解除: 茅原町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| | ~H26.5.19解除: 茅原町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| | H28.3.19~: 亂原町 (旧田代村の区域に限る。) [:(県の定める管理計画に基づき管理される茅は出荷制限の対象から除く。)] | |
| 駿類 ソバ | H24.11.16~H26.4.11解除: 亂原町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| | H24.11.16~H26.4.11解除: 茅原町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| | H24.12~H25.12解除: 亂原町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| | H24.12~H25.12解除: 亂原町 (旧田代村の区域に限る。) | |
| スズキ クロダイ | H24.4.25~H26.4.25解除: 豊栄町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.25~H26.4.25解除: 豊栄町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.25~H26.4.25解除: 豊栄町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.4.25~H26.4.25解除: 豊栄町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| ヒラメ | H24.4.27~H27.4.11解除: 鎮山村 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.10.25~H27.11.20解除: 鎮山村 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.10.25~H27.11.20解除: 鎮山村 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H24.10.25~H27.11.20解除: 鎮山村 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) | |
| マダラ | H24.3.30~H25.1.18解除: 宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企毛山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた地域 | |
| | H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ (「奥の里」が「キヨラム」という名の里である限りの区域) | |
| | H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ (「奥の里」が「キヨラム」という名の里である限りの区域) | |
| | H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ (「奥の里」が「キヨラム」という名の里である限りの区域) | |
| ヒガング | H24.5.18~H26.2.18解除: 宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市企毛山頂上から正東の線及び宮城県石巻市企毛山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた地域 | |
| | H24.5.27~H25.1.18解除: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、白壁稚川より上流の白石川 (支流を含む。) ただし、廻川及びその支流及び鹿川4号堰堤の上流を除く。) | |
| | H24.5.27~H25.1.18解除: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、一遊川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) 及び一遊川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) | |
| | H24.5.27~H25.1.18解除: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、喜多方川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) | |
| アコ(美種を除く。) | H28.4.27~: 亂原町 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| | H25.6.27~H25.12.26解除: 亂原町 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) (ただし、下流の支流を除く。) | |
| | H24.4.20~H27.9.30解除: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) (ただし、下流の支流を除く。) | |
| | H24.4.20~H27.9.30解除: 宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) (ただし、下流の支流を除く。) | |
| イワナ(美種を除く。) | H24.4.20~: 大崎町 (ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| | H24.4.24~: 大崎町 (大崎町より上流の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、廻川 (支流を含む。) 及び川内川 (支流を含む。) ただし、廻川及びその支流及び鹿川4号堰堤の上流を除く。) | |
| | H24.4.24~: 江刈川のうち喜多方川の上流 (支流を含む。) ）及び一遊川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) 及び一遊川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) | |
| | H24.4.24~: 喜多方川 (支流を含む。) | |
| カマ(美種を除く。) | H24.4.20~: 底野川 (支流を含む。) | |
| | H24.4.20~: 乱原川 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| | H24.4.20~: 大崎町 (大崎町より上流の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、廻川 (支流を含む。) 及び川内川 (支流を含む。) ただし、廻川及びその支流及び鹿川4号堰堤の上流を除く。) | |
| | H24.4.20~: 江刈川 (支流を含む。) ）及び一遊川のうち喜多方川の上流 (支流を含む。) 及び一遊川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) | |
| ウグイ | H24.4.20~: 底野川 (支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| | H24.4.20~: 亂原川 (支流を含む。) | |
| | H24.4.20~: 大崎町 (大崎町より上流の阿武隈川 (支流を含む。) のうち、廻川 (支流を含む。) 及び川内川 (支流を含む。) ただし、廻川及びその支流及び鹿川4号堰堤の上流を除く。) | |
| | H24.4.20~: 江刈川 (支流を含む。) ）及び一遊川のうち喜多方川の上流 (支流を含む。) 及び一遊川のうち阿武隈沢川の上流 (支流を含む。) | |
| 牛の肉 | H23.7.28~H23.8.15解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | H24.6.22~: 青森市、八戸市 | |
| | H24.6.22~: 亂原町 | |
| | H24.6.22~: 金城 (支流を含む。) | |
| イノシシの肉 | H24.6.22~: 青森市、八戸市 | |
| | H24.6.22~: 亂原町 | |
| | H24.6.22~: 金城 (支流を含む。) | |
| | H24.6.22~: 金城 (支流を含む。) | |
| クマの肉 | H24.6.22~: 青森市、八戸市 | |
| | H24.6.22~: 亂原町 | |
| | H24.6.22~: 金城 (支流を含む。) | |
| | H24.6.22~: 金城 (支流を含む。) | |

※□の箇所は、出荷制限の対象。

| 山形県 | 出荷制限 | |
|------------------------|--|--|
| 肉 クマの肉 | H24.4.10~: 全域 | |
| 秋田県 | 出荷制限 | |
| 原乳 | H03.3.23~4.10解除: 全域 H03.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H03.3.21~6~6解除: 北茨城市、高萩市 | |
| ホウレンソウ | カキナ ハセリ | H03.3.21~4.17解除: 全域 H03.3.22~4.17解除: 全域 |
| タケノコ | H24.4.4~: 遠赤市、小浜市 H24.4.10~: 岩手市、八戸市 H24.4.13~: 関ヶ原町、愛南町、阿蘇町 H24.4.13~H27.4.17解除: 守谷町 H24.4.13~H27.4.17解除: 石巻市 H24.4.13~H27.4.17解除: 日立市 H24.4.13~: DAIWA水産(東京支店) | |
| 野菜類 | H24.4.13~: 北浦市、大崎町 H25.10.14~: 土浦市、行方市、神田市、小美玉市 H25.11.10~: 鹿嶋市、猿島郡 H24.4.4~: 鹿嶋市、猿島郡、さちほ・くばみらい市 H24.4.13~: DAIWA水産(鹿嶋支店) H25.10.14~: 土浦市、猿島郡 H25.11.10~: 鹿嶋市、猿島郡 | |
| コシアブラ | H24.4.5~: 日立市、霞ヶ浦大宮町(原牛のみに限る。) H24.4.5~: 霞ヶ浦大宮町(原牛のみに限る。) | |
| イシガレイ | H24.3.17~H27.10.2解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.3~H25.6.28解除: 北緯36度38分の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ズスキ | H24.4.17~: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| シロメバル | H24.4.13~H27.6.14解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線、茨城千葉両県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ニベ | H24.4.13~H27.6.14解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線、茨城千葉両県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| マダラ | H24.11.9~H26.11.20解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線、茨城千葉両県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| ヒメ | H24.4.17~H27.2.5解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| コモリカスベ | H24.6.1~H27.10.2解除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| アメイカラマズ(差種を除く。) | H24.4.17~: 国ヶ崎町、霞ヶ浦大宮町(原牛のみに限る。)並びに常陸利根川 | |
| ギンボニア(差種を除く。) | H24.4.17~H27.3.24解除: 芦浦、北浦及び外洋漁港及びこれらとの縫合に通じる河川及び常陸利根川 | |
| ウナギ | H24.6.7~H28.1.30~: 実績範囲内の利根川(支流を含む。) H24.11.12~: 実績範囲内の利根川(支流を含む。) | |
| 肉 イノシシの肉 | H08.1.2~H08.4.15解除: 全域 H08.1.2~H08.4.15解除: 茨城(原牛のみに限る。)並びに水産方面に理されるイノシシの原牛を除く。) | |
| その他 | 茶 | H23.4.2~H25.11.1解除: 結城市、鹿嶋市、下妻市、取手市、ひたちなか市、邑崎市、守谷市、筑西市、鶴巣市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、印西市、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.8.2~: 10.16解除: 古河市、埼玉市、板谷市、八千代市、道町 H23.8.2~H24.4.9解除: 大字町 H23.8.2~H24.5.3解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.2~H24.5.30解除: 石岡市、鹿嶋市、城里町 H23.8.2~H24.4.5解除: 錆田町 H23.8.2~H24.7.24解除: 水戸市 H23.8.2~H24.8.20解除: 高萩市 H23.8.2~H24.9.12解除: 日立市 H23.8.2~H24.10.5解除: 茨城市 H23.8.2~H24.10.11解除: つくば市 H23.8.2~H25.3.9解除: 牛久市 H23.8.2~H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.8.2~H25.6.17解除: 小美玉市 |
| 栃木県 | 出荷制限 | |
| ホウレンソウ | H03.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H03.3.21~4.27解除: 全域 | |
| カキナ | H03.3.21~4.16解除: 全域 | |
| 原木シタケ(露地栽培) | H24.2.16~: 露地栽培原木、矢板市 H24.4.10~H26.7.8~: 露地栽培: 万葉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10~H26.7.8~: 露地栽培: 幸手町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.11~: 盛子町 | |
| 原木シタケ(施設栽培) | H24.4.11~H27.2.20~: 日光市、那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.15~: 足利市、鹿沼市、宇都宮市、那須塩原市、上三川町 H24.4.15~: 西木町、佐野川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.12~H27.12.1~: 鹿沼市: 市原町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.19~: 王生町 | |
| 原木シタケ(田畠栽培を除く。) | H24.4.19~H27.8.7~: 露木町(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.19~H28.10.24~: 露木町(田畠栽培を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.19~H28.10.28~: 露木町(矢板市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10~H28.2.26~: 露木町(万葉町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.12~H27.2.20~: 露木町(万葉町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.29~H28.3.26~: 露木町(さくら市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.4~H28.4.17~: 露木町(さくら市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.32~H28.4.30~: 露木町(王生町)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.20~H28.10.24~: 日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ)(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) | |
| 原木クリタケ(露地栽培) | H23.11.7~: 露木町、矢板市 H23.11.4~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.4~: 足利市、鹿沼市、宇都宮市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市原町、芳賀町、高根沢町 H24.11.4~: 中野町 H24.11.4~: 道町 H24.11.4~: 王生町 | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | H23.11.4~: 那須塩原市、日光市 H24.10.4~: 天栄町 H24.10.26~: 露木町 H24.11.4~: 露木町 H24.11.4~: 王生町 H24.11.4~: 那須塩原市 H24.11.4~: 大田原市 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H04.4.2~: 日光市、高根沢町、那須塩原市、塙子町、那珂川町 H04.4.2~: 露木町 | |
| タケノコ | H04.5.1~: 露木町、矢板市 H04.5.2~: 大田原市、那須塩原市、西木町 H04.5.2~: 露木町、矢板市、那須塩原市 H04.5.2~: 天栄町、日光市、高根沢町、那須塩原市、鹿參町 H04.5.2~: 天栄町、日光市、高根沢町、那須塩原市、鹿參町 H24.4.13~: 天栄町 | |
| クサンチブツ(こじみ)(野生のものに限る。) | H04.5.1~: 大田原市、那須塩原市 H04.5.2~: 露木町、矢板市 H04.5.2~: 大田原市、那須塩原市、西木町 H04.5.2~: 露木町、矢板市、那須塩原市 H04.5.2~: 天栄町、日光市、高根沢町、那須塩原市、鹿參町 H24.4.13~: 天栄町 | |
| コシアブラ(野生のものに限る。) | H24.2.8~: 天栄町 H24.2.8~: 露木町 H24.2.8~: 市原町 | |
| サンショウウ(野生のものに限る。) | H24.4.1~: 宇都宮市、日光市 H24.4.1~: 露木町 | |
| センマイ(野生のものに限る。) | H24.4.5~: 日光市、那須塩原市 H24.4.7~: 露木町 | |
| タラノメ(野生のものに限る。) | H24.4.27~: 大田原市、那須塩原市 H24.4.27~: 露木町 H24.4.27~: 市原町 H24.4.16~: 露木町 H24.4.16~: 市原町 H24.4.16~: 道町 H24.4.16~: 露木町 H24.4.16~: 天栄町 H24.4.16~: 露木町 H24.4.16~: 天栄町 | |
| ワラビ(野生のものに限る。) | H24.4.17~: 大田原市、那須塩原市 H24.4.18~: 宇都宮市、日光市 H24.5.28~: 天栄町 | |
| クリ | H24.4.14~: 露木町、那須塩原市 H24.4.16~: 天栄町 | |

※□の箇所は、出荷制限の対象。

| 新潟県 | | 出荷制限 |
|------|--------------------|--|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.8.30～H25.1.23制限: 新潟市内の浪瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。ただし、麻井川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26制限: 水根本川(支流水を除く。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.20～H25.12.17制限: 新潟市内の浪瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。) H26.5.30～H27.6.23制限: 新潟市内の浪瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。) |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.7～H24.9.23制限: 大芦川(支流水を含む。ただし、齊井川及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.23制限: 齊井川(支流水を含む。)及び新潟市内の浪瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。ただし、佐渡ダムの上流及びその支流を除く。) |
| 肉 | 牛の肉 | H25.8.2～H25.11.19制限: 金城(県の定める出荷・輸送方針に基づき管理される牛を除く。) H25.12.2～H25.12.31制限: 金城(県の定める出荷・輸送方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| | イノシシの肉 | H25.12.2～H25.12.31制限: 金城(県の定める出荷・輸送方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| | シカの肉 | H25.12.2～H25.12.31制限: 金城(県の定める出荷・輸送方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| その他 | 茶 | H23.7.8～H24.1.19制限: 新潟市 H23.12.2～H25.3.26制限: 大田原市 H23.12.2～H25.5.31制限: 長岡市 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.8制限: 全域 |
| | カキナ | H23.3.21～4.8制限: 全域 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.28～: 藤岡市、竜巣町、館林町 H24.10.6～: 高崎市 H24.10.6～: 安中市 H24.10.28～: 長野町 H24.11.8～: みなかみ町 |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27～: 箱根町のうち箱島湖から東京電力株式会社佐久美能河原取水施設までの区間(支流水を含む。) H24.4.27～H24.11.9制限: 浦根川(支流水を含む。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.4.27～H25.4.25制限: 小川町(支流水を含む。)及びノノ木川(支流水を含む。) H24.4.27～: 富岡川のうち富岡湖から東京電力株式会社佐久美能河原取水施設までの区間(支流水を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.4.28～H25.4.25制限: 伊勢崎市(支流水を含む。) |
| | クマの肉 | H24.4.28～: 金城 |
| | シカの肉 | H24.4.28～: 金城 |
| | ヤマドリの肉 | H25.1.29～: 金城 |
| その他 | 茶 | H23.8.30～H24.5.18制限: 鹿沼市 H23.8.30～H25.5.7制限: 沼田市 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.16～: 鶴ヶ島市、桶川市 H24.10.29～: ときがわ市 H24.11.8～: 道山村 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22制限: 市原市、香取市、多古町 |
| | シュウギョウ、チャツサイ、サンチヨウ | H23.4.4～4.22制限: 市原市 |
| | バセリ | H23.4.4～4.22制限: 市原市 |
| | セルリー | H23.4.4～4.22制限: 市原市 |
| 農産物 | タケノコ | H24.4.1～H25.10.23制限: 市原市、木更津市 H24.4.1～H25.10.23制限: 千葉市、柏市 H24.4.1～H25.10.23制限: 市原市、白井市 H24.4.1～H25.10.23制限: 八千代市 H24.4.1～H25.10.23制限: 船橋市 H24.4.1～H25.10.23制限: 芝山市 |
| | 高木シタケ(露地栽培) | H23.10.11～: 筑波市 H23.10.11～H25.3.14～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.16～: 道山村 |
| | 高木シタケ(施設栽培) | H23.12.22～H25.3.14～: 鎌ケ谷市 H24.2.28～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.10～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H25.2.19～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.3.14～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.6.18～H25.3.14～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.3.14～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H25.3.14～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H25.3.14～: 鎌ケ谷市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) |
| 水産物 | ギンブナ | H24.7.19～: 平賀漁港及び平賀漁港に流入する河川(支流水を含む。)、平賀川(支流水を含む。) |
| | コイ | H26.7.8～: 平賀漁港及び平賀漁港に流入する河川(支流水を含む。)、平賀川(支流水を含む。) |
| | ウナギ | H26.11.19～: 千葉県内の伊勢原のうち大庭川の下流(支流水を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛水門の上流、西船用水道一級水槽場の下流、八街川、牛田浦並びに牛田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.11.8～H25.1.18～: 鎌ケ谷市(県の定める出荷・輸送方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| その他 | 茶 | H23.7.4～H24.5.21制限: 大網白里町 H23.8.2～H24.5.25制限: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13制限: 成田市 |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| その他 | 茶 | H23.8.2～8.29制限: 南足柄市 H23.8.23～9.12制限: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14制限: 爱川町、清川村 H23.8.23～10.28制限: 相模原市 H23.8.27～10.28制限: 中井町 H23.8.27～11.10制限: 小田原市 H23.8.2～11.10制限: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19制限: 道河南町 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.8～: 金城(佐渡市及び羅島村を除く。) |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、南都村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.12.20～: 鹿児井町、御代田町 H24.16.20～: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.16.20～: 佐久市(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.1～: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1～: 南牧村(マツタケを除く。) H25.10.1～: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.21～: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.21～: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.21～: 佐久市(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | H27.3.26～: 木島平村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.8～: 御殿場市、小山町 H26.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.27～: 鶴勝町 |

※()の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年12月1日現在

| 福島県 | 摂取制限 |
|-----------------|--|
| | <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> |
| | <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> |
| | <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> |
| 原木シイタケ（露地） | H23.4.13～：飯館村 |
| キノコ類（野生のものに限る。） | H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市 |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。） |
| 肉 | イノシシの肉 |

※■の箇所は摂取制限の対象